

**「重点対策加速化事業費補助金」運営業務委託
事業者選定プロポーザルにかかる質問事項及び回答**

No.	項目	いただいた質問とその回答
1	質問	【実施要領P7 9 (3)】 ・「プレゼンテーション（1次審査）」について 出席者が「2名以内」とありますが、増員は可能でしょうか
	回答	大変申し訳ございませんが、2名以内でご対応ください。

No.	項目	いただいた質問とその回答
2	質問	【仕様書 3】 ・施行場所について 「本市の指定する場所」と記載ありますが、受託者の事務所を活用することは可能でしょうか
	回答	本市と協議のうえ、活用できる可能性はございます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
3	質問	【特記仕様書P1～3】 ・業務履行期間について 想定より早期に予算上限に達した場合、予定よりも早く委託期間が終了するということはありませんでしょうか
	回答	予算上限に達した場合、申請受付の業務については早期に終了する可能性がございましたが、コールセンターの業務や、設備の設置後に申請者に提出いただく実績報告の確認業務等については、委託期間終了まで続くと思われます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
4	質問	【特記仕様書P2 5 (1) イ】 ・「電子申請用ページの作成」について 令和6年度は「横須賀市電子申請システム」にて受付されておりますが、新たに電子申請用ページの作成が業務要件となっているのはどのような理由でしょうか
	回答	「横須賀市電子申請システム」は、事業者管理者権限を付与することができず、委託者である自治体しか申請状況等を確認できないため、受託者自身が申請状況等を確認できる電子申請用ページの作成をお願いします。

No.	項目	いただいた質問とその回答
5	質問	【特記仕様書 P 3 5 (1) エ】 ・「申込書類の管理台帳へのデータ入力及び、データ共有」について kintone の場合、2 要素認証及びクライアント証明書のインストールは可能でしょうか
	回答	委託者側の端末に可能かということであれば、インストールはできません。受託者側にということであれば、委託者側の利用に支障がなければ可能です。

No.	項目	いただいた質問とその回答
6	質問	【特記仕様書 P 3 5 (1) エ】 ・ネットワーク接続環境について 「県内においては、専用ブラウザを事務用端末にインストールし、K S C 経由でインターネットに接続する」と記載ありますが、県外からの接続においては、どのような方法になりますでしょうか（県外から自社端末接続の場合）
	回答	4 市 1 町の端末は、県外からの接続に対しても専用ブラウザを事務用端末にインストールし、K S C 経由でインターネットに接続します。

No.	項目	いただいた質問とその回答
7	質問	【(別紙 1) 手続きの流れ】 ・申請者について 申請対象者は「個人」だけでなく、「施工業者」「販売店」も申請者となりますでしょうか
	回答	申請者となり得ます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
8	質問	コールセンターの設置場所が庁舎内など確定していましたら教示ください。 未定の場合でも大凡の場所・環境は決まっているのでしょうか。 または、受注者が用意する場所を市が指定する形でしょうか。 その場合は市外や県外に設置することも可能でしょうか。
	回答	コールセンターの設置場所については、確定していません。 お見込みのとおり、受注者が用意する場所を市が指定する予定です。 本市と協議したうえで、市外や県外に設置できる可能性はあります。

No.	項目	いただいた質問とその回答
9	質問	コールセンターの回線数の指定はありますか
	回答	コールセンターの回線数の指定はありません。

No.	項目	いただいた質問とその回答
10	質問	コールセンターの番号について指定はありますか (050 や 0120 等)
	回答	コールセンターの番号について指定はありません。

No.	項目	いただいた質問とその回答
11	質問	想定件数 500 件との事ですが、こちらの件数は案件 1 件か、受電のみの件数か、架電も含めての件数でしょうか
	回答	受電のみの件数です。

No.	項目	いただいた質問とその回答
12	質問	【仕様書 3 施行場所】 ・本市の指定する場所をご教示ください。 受託者で準備とする場合、場所に指定はありますか？
	回答	特段、地域やエリアなどの指定はありませんが、本市と協議のうえ決定することとなります。

No.	項目	いただいた質問とその回答
13	質問	【特記仕様書 P3 5-(1)-ア】 ・申請時において、郵送と電子申請の比率の想定をご教示ください。
	回答	これまでの申請状況から、郵便：電子申請 ＝ 3 割：7 割 程度と想定しています。

No.	項目	いただいた質問とその回答
14	質問	【特記仕様書 P3 5-(1)-ウ】 ・申請時において、「太陽光パネル・蓄電池補助金受付」「LED 補助金受付」のそれぞれについて想定されている申請書類の枚数や内容をご教示ください。
	回答	申請書類は 1 件あたり 20 枚程度となります。 申請書類の内容については、本年度の本市申請案内ページの「補助申請-提出書類」の項目をご参照ください。 URL:https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/kankyousolar/20240724-001.html

No.	項目	いただいた質問とその回答
15	質問	【特記仕様書 P3 5-(1)-ウ】 ・申請書類について、「太陽光パネル・蓄電池補助金受付」「LED 補助金受付」のそれぞれについて、不備がない場合の1件あたりの処理に必要と考えられる時間をご教示ください。
	回答	おおよそ、40分～60分程度を想定しています。

No.	項目	いただいた質問とその回答
16	質問	【特記仕様書 P3 5-(1)-ウ】 申請時における、技術的な判断とは、どのようなものでしょうか？例などがあればご教示ください。
	回答	技術的な判断の一例として、「蓄電池が JISC8715-2 の規格を満たしているかどうか確認すること。」などが挙げられます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
17	質問	【特記仕様書 P3 5-(1)-ウ】 ・受領してから確認が完了するまでを3週間以内とされていますが、この期間は不備がない場合という認識でしょうか？ ※コールセンターの箇所(P2 4-(3)-オ)にて、数か月程度を要する場合もあると記載があるため。
	回答	ご認識のとおりです。

No.	項目	いただいた質問とその回答
18	質問	【特記仕様書 P3 5-(1)-エ】 ・4市1町が利用する KSC は、IP アドレスが終端化し1つになる認識で相違ないでしょうか？
	回答	4市1町で別々の IP アドレスを持っています。

No.	項目	いただいた質問とその回答
19	質問	【特記仕様書 P3 5-(1)-オ】 ・実績報告時における郵送と電子申請の比率は、申請時と同様と考えて宜しいでしょうか？
	回答	上記 No. 2 の申請時と同様、これまでの申請状況から、郵便：電子申請 ＝ 3割：7割 程度と想定しています。

No.	項目	いただいた質問とその回答
20	質問	【特記仕様書 P4 5-(1)-カ】 ・実績報告時において、「太陽光パネル・蓄電池補助金受付」「LED 補助金受付」のそれぞれについて想定されている申請書類の枚数や内容をご教示ください。
	回答	実績報告書類は1件あたり15枚程度となります。 実績報告書類の内容については、本年度の本市申請案内ページの「実績報告」の項目をご参照ください。 URL:https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/kankyousolar/20240724-001.html

No.	項目	いただいた質問とその回答
21	質問	【特記仕様書 P4 5-(1)-カ】 ・実績報告について、「太陽光パネル・蓄電池補助金受付」「LED 補助金受付」のそれぞれについて、不備がない場合の1件あたりの処理に必要と考えられる時間をご教示ください。
	回答	おおよそ、30分～50分程度を想定しています。

No.	項目	いただいた質問とその回答
22	質問	【特記仕様書 P4 5-(1)-ウ】 ・実績報告時における、技術的な判断とは、どのようなものでしょうか？例などがあればご教示ください。
	回答	技術的な判断の一例として、「太陽光パネルの設置後の写真が、申請時の計画どおり屋根等に配置されているかどうか確認すること。」などが挙げられます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
23	質問	【特記仕様書 P4 5-(1)-カ】 ・申請時と同様、受領してから確認が完了するまでを3週間以内とされていますが、この期間は不備がない場合という認識でしょうか？
	回答	ご認識のとおりです。

No.	項目	いただいた質問とその回答
24	質問	【特記仕様書 P5 7-(1)】 ・実施場所が受託者準備の場合、責任者や作業者は他業務との兼務が可能でしょうか？
	回答	本委託業務の遂行に支障がないことを条件として、兼務は可能とします。

No.	項目	いただいた質問とその回答
25	質問	【特記仕様書 P6 7-(11)】 ・電子申請用 H P や申請管理において、クラウドサービスを利用する場合は、当該個人情報を格納しているデータセンターから、A P I 連携等により外部へアクセスしないこと」と記載がありますが、管理台帳のシステムを Kintone で構築する場合、電子申請フォームにて入力された申請データが、Kintone のシステムに直接取り込まれることも該当するでしょうか？
	回答	Kintone と電子申請フォームが同一のデータセンター内であれば取り込み可能としますが、別々のデータセンターの場合は、不可とします。

No.	項目	いただいた質問とその回答
26	質問	【特記仕様書 P6 11、個人情報の取り扱いに関する特記事項 P2 第 9 条】 ・管理台帳のシステムをクラウドサービスを使って構築する場合、業務終了後に削除証明の提出が必要でしょうか？ 必要な場合、提出書類としては受託者にて発行する証明書の他に、クラウドサービス元が発行する削除証明も必要でしょうか？また、4 市 1 町の自治体様ごとに証明書の提出が必要でしょうか？
	回答	4 市 1 町ごとに、削除証明書等の報告書（電子記録媒体に記録された個人情報等の本業務に関する情報が確実に消去したことを確認できる書類）の提出が必要です。 また、クラウドサービス元については、削除証明を発行可能な場合は提出していただきます。不可能な場合は、本市と別途協議の上、それに代わる書類を提出していただきます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
27	質問	「施行場所 本市の指定する場所」とありますが、具体的な所在地、広さ、設備に関する情報をご提示ください。
	回答	施行場所については、受託者が用意した場所を市が指定する予定です。

以上